

草津市議会の概要



《令和 8 年度版》



たび丸

草津市公認マスコットキャラクター

草津市議会事務局

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2413 FAX 077-561-2485

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shigikai/>

草津市民憲章

私たち草津市民は

一、古い歴史にとけあつた新しい文化をつくり、

住みよいまちをきずくために

あたたかい心を持ちあつて、

ともにあすへの歩みを進めましょう。

一、豊かな生産に努めましょう。

一、高い教養を伸ばしましょう。

一、明るい環境を整えましょう。

一、良い風習を育てましょう。

昭和四十二年五月三日制定

草津市桜憲章

わたくしたち草津市民は、美しい郷土を愛し、未来へ発展していくために、桜憲章を制定します。

花びらが集まって桜の花となるように、多くの力を合わせて実践します。

一、桜を愛するように、すべての自然と人、伝統を愛し、生きる喜びにあふれた、美しいまちをつくりまします。

一、桜を育てるように、大きな慈しみをもって次の世代を育て、磨かれた心と体で、暖かなぬくもりのあるまちをつくりまします。

一、桜を創りだしたように、未来を創り、自由な発想で、人の行き交うまちをつくりまします。

愛し、育て、創りだす力を発揮するために、互いの違いを認め合い、尊重する豊かな心を保ちまします。そして、桜が咲き誇るまちがいつまでも続くように、全世界の平和を祈ります。

平成十八年三月一日制定

目 次

1	草津市の概要	
1.	位置・市章	1
2.	市の木・市の花	2
3.	都市宣言	2
4.	草津市の特性（地域の特性）	3
5.	人口	5
6.	姉妹都市・友好交流都市	6
7.	草津市のあゆみ	7
2	議 会	
1.	議員定数等	10
2.	委員会構成	11
3.	議会の運営	12
4.	議員の報酬および費用弁償	16
5.	議員の行政視察	17
6.	議会事務局	17
7.	議会広報活動等	17
8.	議会改革の取り組み	18
9.	議会基本条例	21
10.	議会予算	22
3	行 政	
1.	組織機構	23
2.	財政状況・予算規模	24
3.	第6次草津市総合計画	27

1. 草津市の概要

日本最大の湖、琵琶湖を有する滋賀県は、日本のほぼ中央に位置し、京都府・福井県・岐阜県・三重県に県境を接します。湖国滋賀は、古くから人と物とが往来し、長い歴史が刻み込まれたところです。

草津市は滋賀県の南東部に位置し、南北約 13.2 キロメートル、東西約 10.9 キロメートルとやや南北に広がった地域からなります。東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、天下を手中に収めようとした時の権力者たちにとっても、歴史上重要な場所でした。現在も滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっています。

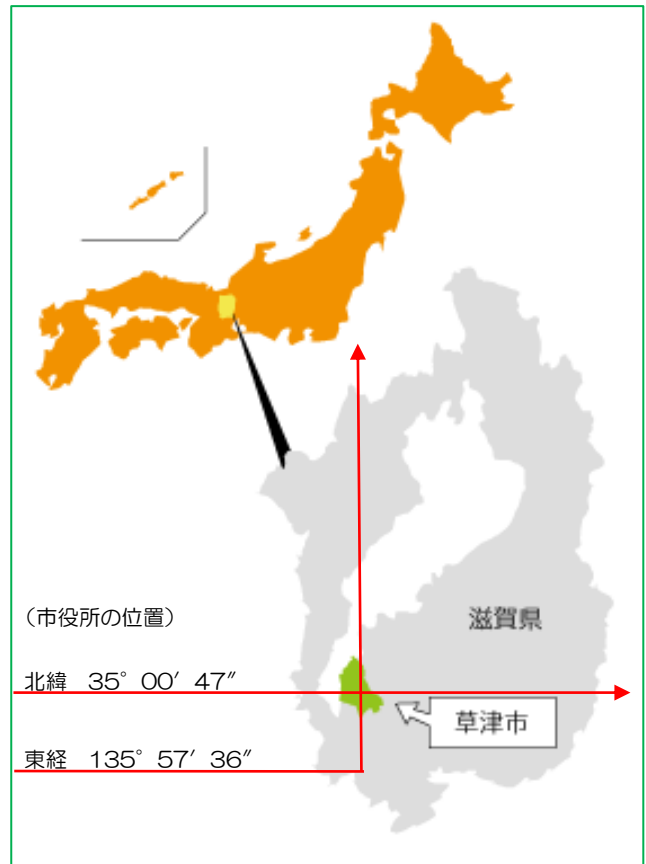
1. 位置・市章

琵琶湖の南東部に位置しています。

現在も JR 東海道本線（琵琶湖線）、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道 1 号の国土主要幹線が市域を通っています。

○総面積 67.82 平方キロメートル

○陸域面積 48.65 平方キロメートル



●市章



一般公募により市制施行の昭和 29 年 10 月 15 日に制定しました。「く、さ、つ」を図案化したもので、線の太いものは市勢の力強さを示し、全体を横にすれば本市が日本の中央に位置するということを表しています。



市庁舎：平成 4 年 5 月竣工



2. 市の木・市の花

●市の木 キンモクセイ

常緑の小高木で、庭木三名木の一つに数えられています。葉は細長い円形で硬く、早秋には強い芳香を放つ橙色の小さな花をたくさん咲かせます。排気ガスなどの公害に敏感で、病虫に強く、高木にならないことから、家庭での緑化に適しています。

(昭和 56 年 1 月に制定)



●市の花 アオバナ

正式名を「大帽子花」といい、つゆ草の変種です。つゆ草より全体に大きく、毎年7・8月の暑い盛りに青色の花を咲かせます。この花の青色の汁が、水で消える特性があることから、主に友禅の下絵書きの染料として栽培されてきました。「青花紙づくり」が草津の地場産業、夏の風物詩として栄えました。(昭和 56 年 1 月に制定)



3. 都市宣言

◎ 「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言

1988 年（昭和 63 年）10 月に、基本的人権の永久尊重と恒久平和の実現をめざした「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言を行いました。様々な施策や事業の展開を実行し、後世の人々に人権の尊重と世界平和への願いを引き継いでいきます。

◎ 「交通安全都市」宣言

1992 年（平成 4 年）1 2 月に「交通安全都市宣言」を行い、交通事故のない安全で住みよい街づくりを進めています。

◎ 「健幸都市」宣言

2016 年（平成 28 年）8 月に、生涯にわたって一人ひとりが自らの健康を大切にし、ともに支え合いここに暮らすことによって絆や喜びが生まれ、幸せに感じられる笑顔あふれるまちを目指して「健幸都市くさつ」宣言を行いました。

4. 草津市の特性（地域の特性）

◎美しく、変化に富む自然

県内でも温暖な気候に恵まれており、琵琶湖の湖辺一帯に広がるのどかな田園風景は、琵琶湖対岸に望む比良・比叡の山並みと調和し、四季折々の美しい景観が本市に彩を添えています。また、湖辺のヨシ原は昔ながらの風景を今に残しています。こうした水辺には、冬になるとコハクチョウを始めとする多くの野鳥が群れをなして飛来します。

また、まちよりも高い位置を流れる「天井川」として全国的に有名であった旧草津川は、ガーデンミュージアムとして質の高い緑の空間への整備を進めており、市民活動の場や多くの人を訪れるにぎわい空間として都市価値の向上につながっています。



志那町 柳平湖の桜並木

◎行き交い出会う、街道文化

縄文・弥生時代の遺跡をはじめ、南笠古墳群や史跡野路小野山製鉄遺跡などが示すように、草津の地には、太古からの人の営みの歴史があります。

古代官道が走るなど古くからの交通の要衝でもあり、江戸時代になると、東海道と中山道が分岐・合流する地として草津宿が発展しました。多くの大名や姫君が泊まった「史跡草津宿本陣」は、往時の姿を現代に伝えて国指定の史跡となっています。



草津川跡地公園 区間5（de愛ひろば）

さらに、琵琶湖の湖上交通の拠点としても重要な地であり、豊臣秀吉ら歴代の天下人のもと、芦浦観音寺が湖上の舟を掌握するなどの重要な役割を担い、発達した舟運に矢橋や山田、志那の湊などが活気を見せていたといえます。



史跡草津宿本陣



東海道 道標

こうして、古くから陸上、湖上の交通の要地としての歴史がある本市には、多くの人やものが行き交い出会う中で育まれた街道文化が息づいています。

また、ユネスコ無形文化遺産「草津のサンヤレ踊り」や日本遺産「芦浦観音寺」をはじめ、数々の由緒ある社寺や地域に根付いた伝統芸能など、様々な歴史文化遺産が受け継がれております。

◎躍動を続ける草津

湖南地域の中核的な都市として広域的視野に立ったまちづくりを行い、都市機能の集積によって「働く」、「学ぶ」、「遊ぶ」、「憩う」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、都市機能が充実し、発展しております。

〇〇〇 “若い力”が広がる 〇〇〇

少子高齢化と人口減少が進む全国的な人口動向とは異なり、本市では、大都市圏へのアクセスがよく、生活の利便性が高い職住近接のまちとして、ファミリー世帯を中心した流入が続いています。

こうした動きが、“若い力”となって地域に広がり、市民活動や協働の取組もますます活発になりつつあります。



立命館大学びわこ・くさつキャンパス（BKCC）



草津ジャンクション周辺

〇〇〇 近畿圏・中央圏をつなぐ 〇〇〇

本市はJR琵琶湖線や国道1号、名神高速道路などの主要交通幹線が交わる交通の要衝であることから滋賀県を代表する工業都市として発展しています。

平成20年2月には新名神高速道路の整備に伴い、インター・ジャンクションが新たに設置されるなど、今まで以上に近畿圏、中京圏の両大都市圏を結ぶ力が強まっています。



草津駅周辺

〇〇〇 多様な都市機能が集まる 〇〇〇

市の中心市街地は2つのJRの駅が核となっており、JR草津駅、JR南草津駅はともに乗降客数が5万人を超え、県内の1位、2位を占めています。

また、JR草津駅は、JR琵琶湖線と草津線が接続するため、駅周辺では大型商業施設や高層住宅等の開発が行われ、公民の複合施設として市民総合交流センター（キラリエ草津）の設置など、近年さらに新しい活力が生まれつつあります。

一方、JR南草津駅周辺では、土地区画整理事業などに伴う住宅基盤整備が継続し、ファミリー世帯等の居住ニーズを受け止め、新たな出会いが生まれるまちとなっています。また、産学公民の連携の拠点として、駅前に「アーバンデザインセンターびわこ・くさつ（令和7年10月1日からは一般社団法人アーバンデザインセンターみなくさ）」を開設しています。

さらに、東南部丘陵地には、びわこ文化公園都市区域に文化・教育・福祉等の施設が集まっており、立命館大学びわこ・くさつキャンパス（BKCC）や県立長寿社会福祉センターなどがあり、湖岸域には、県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森などの施設が立地しています。



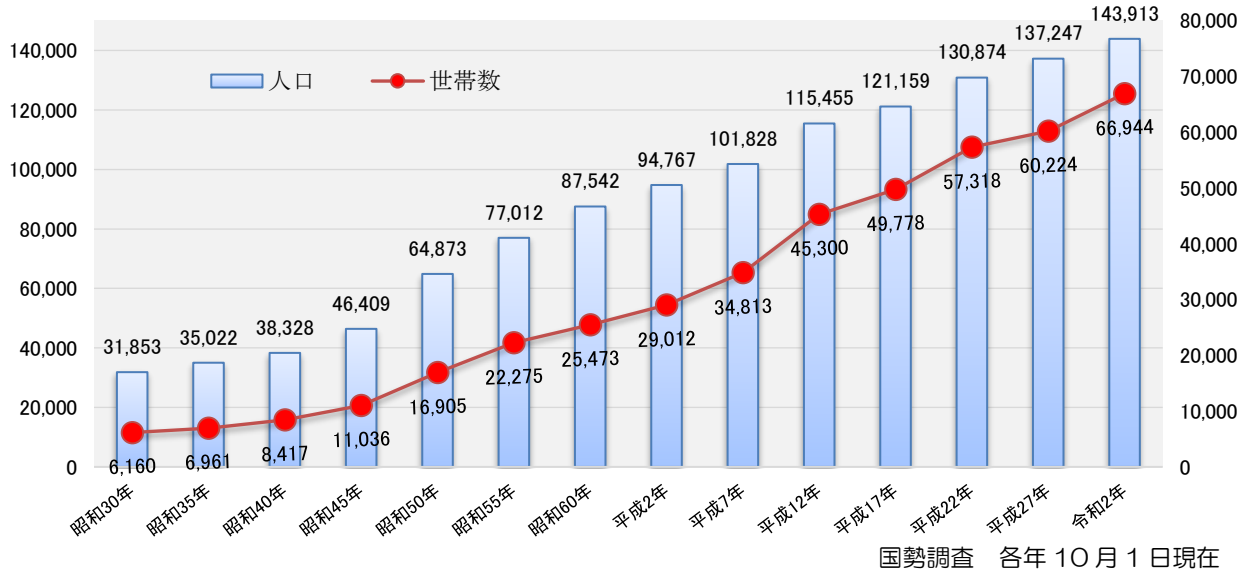
南草津駅周辺

5. 人口

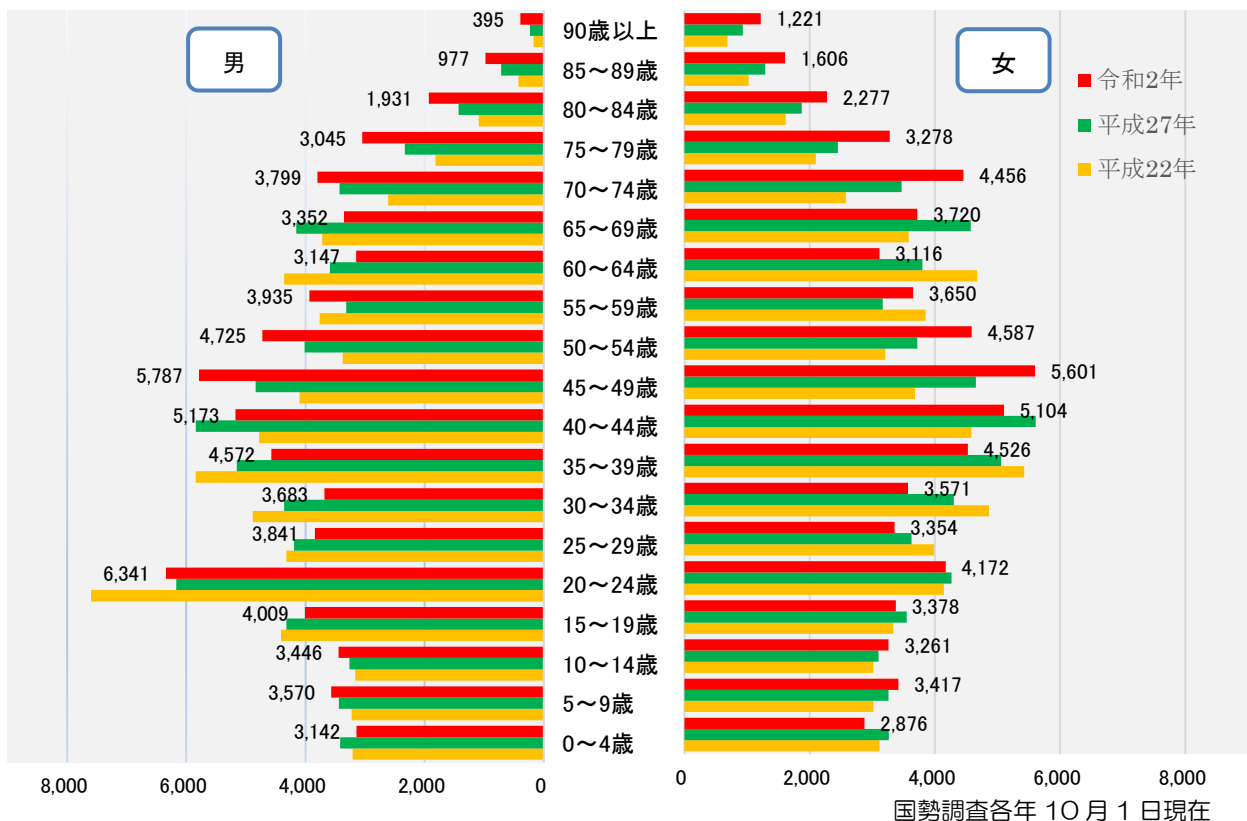
本市の人口は、昭和29年の市制施行時には32,152人でしたが、昭和40年代から50年代にかけて、京都・大阪など大都市周辺のベッドタウンとしての役割が強まると同時に、旧国鉄の複々線化がなされたことで、著しく増加しました。さらに、大学の立地やJR駅前の市街地整備などにより活発な宅地開発が進み、近年、一段の人口増加となって、令和2年では143,913人（国勢調査）となっています。なお、住民基本台帳の人口は令和7年3月31日現在で140,493人です。

全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進む中で市域全体の人口は増加しているものの、一部の郊外部では既に人口減少が進行する等の課題が現れています。今後は、人口減少局面で生じる様々な課題の影響を最小限に食い止めつつ、本市の強みを活かしさらに魅力的で持続可能なまちであり続けることを目指した取組を一層進める必要があります。令和3年度からスタートした第6次草津市総合計画における人口見通しは、令和12年に147,400人程度に達した後は減少に転じ、令和22年には143,200人程度になると見込んでいます。

○人口の推移

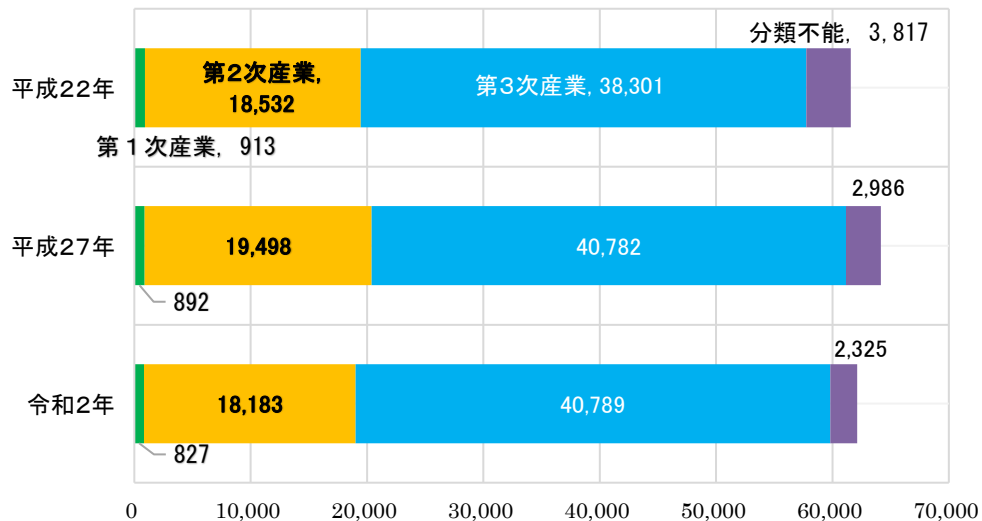


○年齢階層別人口



○産業別就業人口

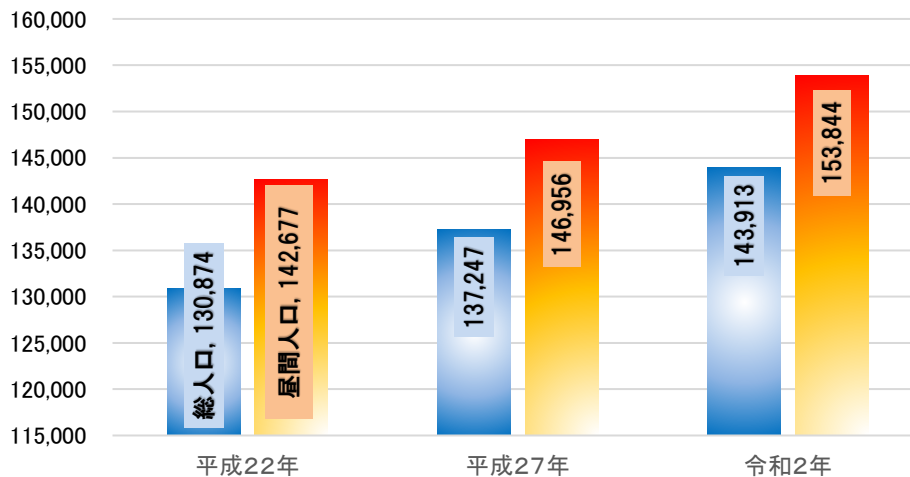
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
平成22年	913人	18,532人	38,301人	3,817人	61,563人
平成27年	892人	19,498人	40,782人	2,986人	64,158人
令和2年	827人	18,183人	40,789人	2,325人	62,124人



○昼夜間人口

	総人口	昼間人口
平成22年	130,874人	142,677人
平成27年	137,247人	146,956人
令和2年	143,913人	153,844人

国勢調査 各年10月1日現在



6. 姉妹都市・友好交流都市

都市 (国)	種別	締結年月
ポンティアック市 (アメリカ合衆国)	姉妹都市	1978年(昭和53年)8月
上海市徐匯区 (中国)	友好交流都市	1991年(平成3年)5月
香川県観音寺市 (日本)	姉妹都市	1982年(昭和57年)10月
群馬県吾妻郡草津町 (日本)	友好交流都市	1997年(平成9年)9月
福島県伊達市 (日本)	友好交流都市	2014年(平成26年)11月

7. 草津市のあゆみ

昭和

(施設整備等)

10年	<p>1954年 29年 10月 草津町と志津・老上・山田・笠縫・常盤の5か村が合併、草津市が誕生。 人口 32,152 人</p> <p>1956年 31年 9月 栗東町から渋川地区を編入</p> <p>11月 国鉄東海道本線、京都―米原間の電化完成</p> <p>1958年 33年</p> <p>1963年 38年 1月 湖南衛生プラント組合設立</p> <p>1964年 39年 10月 市制施行 10周年記念式典開催。草津市民歌制定</p>	7月 市庁舎新築移転
20年	<p>1965年 40年 3月 草津消防署発足</p> <p>1966年 41年 7月 上水道市内全域に給水開始</p> <p>1967年 42年 5月 草津市民憲章制定</p> <p>1968年 43年 4月 国鉄草津駅西口開設</p> <p>1969年 44年 4月 第1回宿場まつり開催</p> <p>10月 草津市第1次総合開発計画策定</p> <p>1970年 45年 2月 湖南消防組合発足</p> <p>3月 国鉄東海道本線、草津―京都間の複々線工事完成</p> <p>1971年 46年 8月 人口が5万人突破</p> <p>1972年 47年 2月 草津用水完成</p> <p>1973年 48年</p> <p>1974年 49年 3月 公共下水道事業スタート</p> <p>9月 近江大橋開通</p> <p>10月 市制施行 20周年記念式典開催</p>	<p>10月 湖南衛生プラント完成</p> <p>6月 野村運動公園開園</p> <p>4月 草津第二小学校開校</p> <p>7月 学校給食センター完成</p>
30年	<p>1975年 50年 4月 上水道第2次拡張事業開始</p> <p>1976年 51年 4月 高度農業生産モデル事業スタート</p> <p>1977年 52年</p> <p>1978年 53年 4月 草津市史編さん開始</p> <p>8月 ミシガン州ボンティアック市と姉妹提携</p> <p>1979年 54年 8月 全国高校総合体育大会開催</p> <p>1980年 55年 1月 国鉄草津線電化工事完成</p> <p>湖岸堤建設始まる</p> <p>湖辺一帯のほ場整備完成</p> <p>10月 湖南消防組合西消防署開署</p> <p>1981年 56年 1月 市の木「キンモクセイ」、市の花「アオバナ」制定</p> <p>10月 「びわこ国体」開催</p> <p>11月 第2次草津市総合開発計画スタート</p> <p>1982年 57年 4月 下水道供用開始</p> <p>10月 香川県観音寺市と姉妹都市提携</p> <p>1983年 58年</p> <p>1984年 59年 4月 草津市コミュニティ事業団が発足</p> <p>10月 市制施行 30周年記念式典開催</p>	<p>4月 清掃工場操業開始</p> <p>玉川小学校開校</p> <p>4月 笠縫東小学校開校、矢倉小学校開校</p> <p>4月 老上中学校開校</p> <p>6月 志津運動公園完成</p> <p>11月 勤労福祉センター、働く婦人の家完成</p> <p>4月 新堂中学校開校</p> <p>9月 総合体育館完成</p> <p>2月 コミュニティ防災センター完成</p> <p>7月 市立図書館開設</p> <p>4月 高穂中学校開校</p>

昭和／平成

(施設整備等)

40年	1985年 60年 7月	デイ・サービス事業開始	
		12月	草津市シルバー人材センター設立
	1986年 61年 3月	桜の名所づくり(平湖周辺)	
	1987年 62年		4月 志津南小学校開校
	1988年 63年 1月	市庁舎建設推進本部設置	7月 ロクハ公園開園
		10月	「ゆたかな草津人権と平和を守る都市」宣言
		12月	サンサン通り、ハミングロード開通
	1989年 元年 4月	「エルティ932」オープン	4月 南笠東小学校開校
	1991年 3年 4月	第3次草津市総合計画 (くさつハイ・プラン21)スタート	
		5月	中国上海市徐匯区と友好交流協定を締結
1992年 4年		「交通安全都市」宣言	4月 玉川中学校開校
			5月 市役所新庁舎完成 さわやか保健センター、草津アミカ ホール開館
1994年 6年 4月	立命館大学びわこ・くさつキャンパス開設	9月 長寿の郷「ロクハ荘」開館	
	9月	JR南草津駅開業	
	10月	市制施行40周年記念式典開催	

50年	1995年 7年 6月	人口10万人突破		
	1996年 8年 3月	JR草津駅東口デッキ完成 (街道ふれあい広場)	7月 水生植物公園みずの森開園	
		4月	草津宿本陣の保存整備工事完了 草津駅前地下駐車場営業開始	10月 県立琵琶湖博物館開館
	1997年 9年 4月	災害時相互応援協定を5都市と締結	7月 草津市観光物産館「脇本陣」オープン	
		9月	群馬県吾妻郡草津町と友好交流協定を締結	
	1998年 10年 4月	公文書公開制度開始 地域協働合校スタート		
	1999年 11年 4月	第4次草津市総合計画スタート 湖南広域行政組合設立	4月 草津宿街道交流館開館	
	2000年 12年 4月	個人情報保護制度開始 草津市ポイ捨て防止に関する条例施行	9月 草津グリーンスタジアム完成	
		11月	草津駅地下道開通	
	2001年 13年 11月	第9回世界湖沼会議開催	4月 なごみの郷開館	
			6月 烏丸半島に風力発電施設「くさつ夢 風車」完成	
	2002年 14年 7月	新草津川の通水開始	7月 市民交流プラザ・南草津図書館開館 グリーンプラザからすま開館	
			8月 武道館開館	
	2003年 15年		9月 人権センター「びーぶる」開館	
			4月 渋川小学校開校	
2004年 16年 10月	市制施行50周年記念式典開催	8月 伯母川ピオパーク完成		
		12月 大路地区再開発事業 TOWER111 オ ープン		

60年	2005年 17年 3月	名神高速道路草津田上ICオープン	
	2006年 18年 3月	市では全国初の「草津市桜憲章」を制定	
		4月	小児救急医療センター開設
		9月	市議会本会議のインターネット中継開始

平成/令和

(施設整備等)

60年	2007年	19年	7月	JR南草津駅西口広場完成	5月	渋川福祉センター完成
	2008年	20年	2月	新名神高速道路開通		
			4月	路上喫煙の防止に関する条例施行		
	2009年	21年	3月	えふえむ草津開局	3月	まちなか交流施設「くさつ夢本陣」オープン
			10月	「まめバス」の運行実験開始		
	2010年	22年	4月	第5次草津市総合計画スタート		
			11月	まちづくり協議会第1号設立		
	2011年	23年	3月	市内一斉緊急放送システム開始		
			7月	JR南草津駅新快速電車停車 草津市自治体基本条例制定	8月	市立幼稚園、小・中学校全教室にエアコン設置
	2012年	24年	11月	「赤ちゃんの駅」オープン		
			12月	草津市住民投票条例制定 草津市市民参加条例制定		
	2013年	25年	8月	KUSATSU BOOSTERS 結成発足	4月	学校給食センター建替え
			10月	まめバス本格運行	7月	各中学校区に地域包括支援センターを設置
			11月	草津市中心市街地活性化基本計画の国の認定		
2014年	26年	7月	草津市協働のまちづくり条例制定	6月	草津川跡地整備工事開始 (区間2-5)	
		8月	まちづくり協議会を認定			
		11月	福島県伊達市と友好交流協定締結	7月	niwa+ (ニワタス) オープン	
		12月	市制施行60周年 草津市議会基本条例制定			

70年	2015年	27年	9月	人口13万人突破	1月	草津クリアホールが県から市に移管
	2016年	28年	3月	連節バス(ジョイントライナー)運行開始	3月	西消防署・コミュニティ防災センター移転新築
			8月	「健幸都市」宣言	4月	老上西小学校開校 老上西市民センター開設
			10月	UDCBK(アーバンデザインセンター)開設 各種証明書のコンビニ交付開始		矢橋ふたばこども園・笠縫東こども園開園
	2017年	29年	7月	草津市文化基本条例施行	8月	笠縫市民センター移転新築
	2018年	30年	4月	子育て支援拠点施設「ミナクサ☆ひろば」オープン	4月	草津川跡地公園(区間2・5)オープン
			5月	芦浦観音寺・草津サンヤレ踊りが日本遺産に追加認定	3月	新クリーンセンター供用開始
	2019年	31年	3月	東海道「草津宿橋」開通	4月	常盤まちづくりセンター新築移転
			元年	5月	国指定史跡草津宿本陣来館者50万人達成	4月
	2020年	2年	7月	認知症があっても安心なまちづくり条例施行	4月	志津こども園・山田こども園開園
			9月	市内初の環状交差点(ラウンドアバウト)供用開始	6月	YMITアリーナ(くさつシティアリーナ)オープン
	2021年	3年	4月	第6次草津市総合計画スタート	4月	老上こども園・玉川こども園・常盤こども園開園
			5月	男女共同参画センター開所	4月	志津まちづくりセンター新築 笠縫こども園開園
			12月	草津市気候非常事態(ゼロカーボンシティ)宣言[市議会・市共同宣言]	5月	市民総合交流センター(キラリエ草津)供用開始
2022年	4年	10月	草津栗東行政事務組合設立	1月	第二学校給食センター開所	
		10月	子ども・若者総合相談窓口開設	4月	矢倉こども園開園	

令和

(施 設 整 備 等)

70年	2022年	4年11月	「近江湖南のサンヤシ踊り」を含む「風流踊」のユネスコ無形文化遺産への登録		
	2023年	5年4月	基幹相談支援センター開設		
		7月	産業振興条例施行		
		8月	子ども・若者の居場所開始		
	2024年	6年4月	人口14万人突破	8月	インフロンニア草津アクアティクスセンター（草津市立プール）供用開始
		10月	市制施行70周年記念式典開催		
	2025年	7年9月	「わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ」開催	3月	市立小・中学校体育館等にエアコン設置
		10月	アーバンデザインセンターみなくさ運営開始		

2. 議 会

1. 議員定数等

(1) 議員定数

- ・ 条例定数 … 24人（昭和34年8月7日施行 同年9月の一般選挙から適用）
- ・ 現 員 数 … 24人（令和8年4月1日現在）

(2) 会派名称および所属議員数

R8.4.1

会 派	議員数(人)
輝勢会	8
草政会	4
みらいと維新の風	4
市民派クラブ	3
公明党	2
日本共産党草津市会議員団	2
シン・プロジェクトK	1
計	24

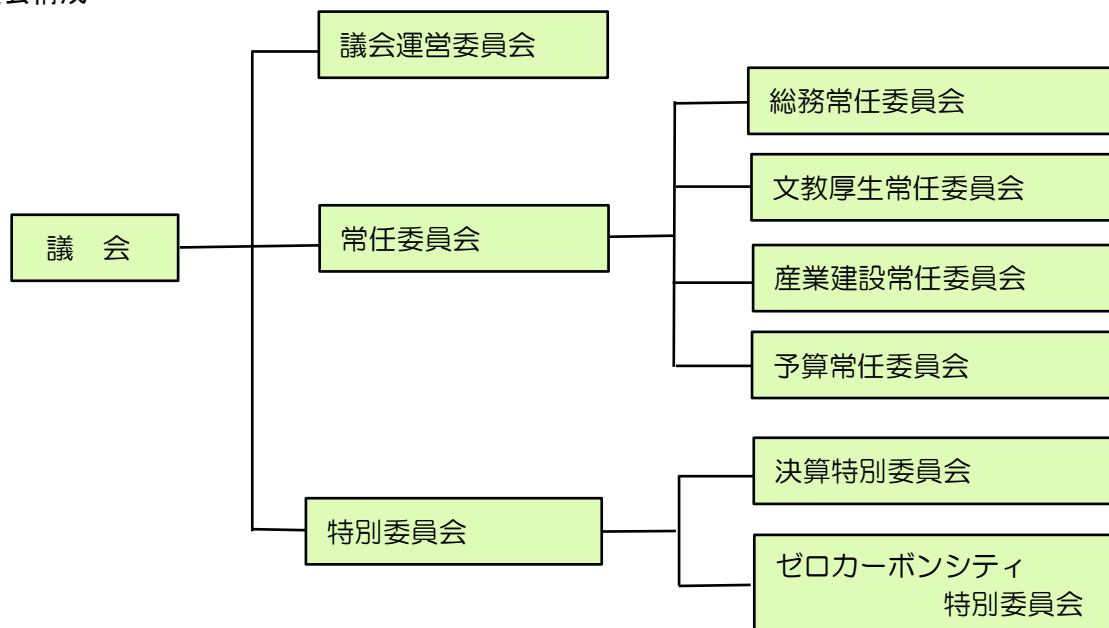
(3) 年齢別・当選回数別議員数

単位：人 R8.4.1

年 齢	当選回数									計
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
25歳～29歳										
30歳～39歳	1									1
40歳～49歳	2		1							3
50歳～59歳	1	2	1							4
60歳～69歳	1	1	2	2	2	2	1			11
70歳～			2		1	1		1		5
計	5	3	6	2	3	3	1	1		24

※平均年齢…60.5歳／最年長者…78歳／最年少者…39歳

2. 委員会構成



(1) 議会運営委員会

構 成	正・副議長および本会議で指名選出された8人の委員で構成 委員は会派構成員数に応じて比例配分し、任期は2年としている。 会議は各常任委員長の傍聴を要請
開 催 時 期	定例会会期中は、開会日の7日前と会期中随時開催 議会改革等に係る会議は、年間随時開催（月1回程度）
所 管 事 項	(地方自治法第109条第3項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の運営に関する事項 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・ 議長の諮問に関する事項 ・ 議会改革の推進に関する事項（従前の議会改革推進特別委員会の所管事項を統合）

(2) 常任委員会

委員会名	定数 (任期)	所 管 事 項
総務常任委員会	8人 (2年)	総合政策部、総務部、まちづくり協働部、会計課、議会事務局、監査委員事務局の所管に属する事項および他の常任委員会の所管に属さない事項
文教厚生常任委員会	8人 (2年)	健康福祉部、こども若者部、教育委員会事務局の所管に属する事項
産業建設常任委員会	8人 (2年)	環境経済部、都市計画部、建設部、上下水道部、農業委員会事務局の所管に属する事項
予算常任委員会	24人 (2年)	予算議案に関する事項について審査、調査を行う。(全会計、全予算)

(3)特別委員会

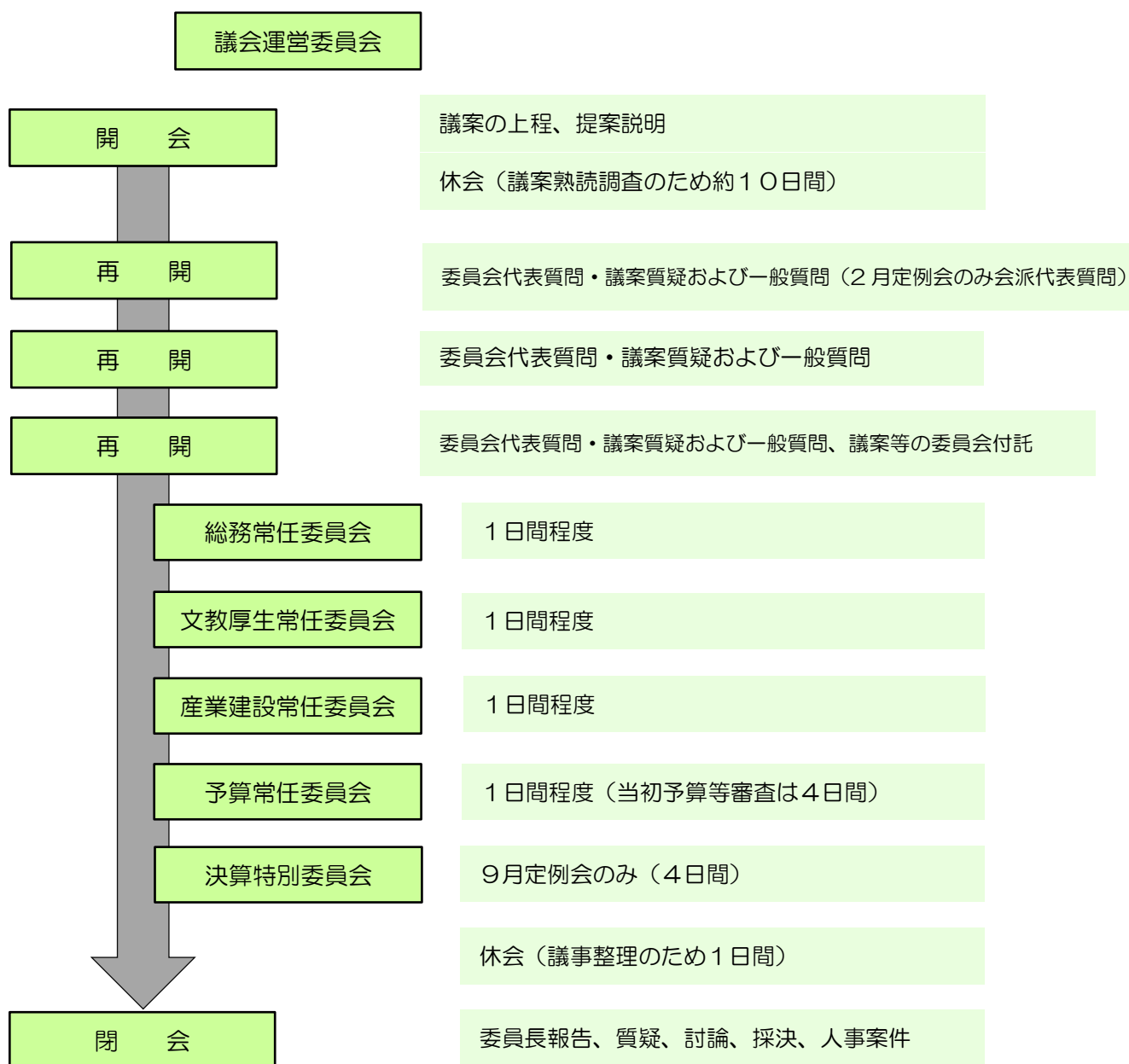
特定の問題や議会が特に必要と認めた事項を審査または調査するため、特別委員会を設置

委員会名	定数	所管事項
決算特別委員会	23人	決算議案に関する事項について審査、調査を行う。
ゼロカーボンシティ 特別委員会	8人	ゼロカーボンシティを目指した具体的な取組を推進するための調査・研究を行う。

3. 議会の運営

(1)定例会の開催形態について

定例会会期中の一般的な流れは次のとおりで、会期は概ね20～30日間



(2) 議会運営について

① 定例会の招集回数および時期（草津市議会の定例会の回数に関する条例）

定例会は毎年4回で、概ね2月、6月、9月および11月に招集

② 本会議の会議時間（会議規則第9条）

会議時間は、午前10時から午後6時まで

③ 会議録の署名

本会議においては、議長と指名された議員2名が会議録に署名

委員会においては、委員長が会議録に署名

(3) 会派代表質問

① 発言通告

会派を代表して行うもので、代表質問をできるのは、交渉会派（会派構成議員数2人以上の会派）のみ。

通告書の提出期限は、議会運営委員会で決定する。

通告書には、項目、要旨を記載し、質問原稿を添付。

② 質問・答弁方法（一括質問・一括答弁方式）

質問は、演壇において通告に従い一括して行う。

答弁は、市長・教育長が演壇において一括して行う。

再質問は、できる限り行わないものとするが、行う場合は1回限りとする。

③ 質問時間

議員が質問を行うことのできる時間は、議員1人につき、基礎時間20分間＋会派構成議員数（正副議長含む）×5分間（上限60分間）以内。

④ 発言順位

発言順位は、会派構成者の数に応じて決定。構成者数が同数の場合は、別に議会運営委員会で定める。

⑤ その他

代表質問を行った議員は、一般質問は行わない。

(4) 委員会代表質問

① 発言通告

議案質疑と一般質問と同様とする。

ただし、委員会代表質問を行う委員会の委員長は、各定例会開会前の会期日程等について協議する議会運営委員会の前日までに、実施する旨および質問者を議長へ申し出るものとする。

② 質問・答弁方法（分割質問分割答弁方式）

議員席中央前列に設置された質問者席において行う。答弁を聴取する場合は着席。

答弁者は、自席で起立して答弁する。

③ 質問時間

議案質疑および一般質問と同様とする。

④発言順位

発言順位は、草津市議会委員会条例第2条第2項に定める順に行うものとする。

⑤その他

委員会代表質問を行う議員の同会期中の会派代表質問・議案質疑および一般質問は妨げないものとする。

(5) 議案質疑および一般質問

①議案質疑と一般質問

議案質疑と一般質問は、同時に行う。

②発言通告

通告書の提出期限は、議会運営委員会で決定する。

通告書には項目、要旨を記載し、質問原稿を添付する（項目には、「その他」といった表現は用いない）。

③質問・答弁方法（一問一答方式または分割質問分割答弁方式の選択制）

議員席中央前列に設置された質問者席において行う。答弁を聴取する場合は着席。

答弁者は、自席で起立して答弁する。

一問一答方式を選択した場合、質問は通告の順位に従い、一問ごとに答弁を求めるが、原則として通告順に行い、すべてを終了するものとする。

一方、分割質問分割答弁方式を選択した場合、質問は通告の順位に従い、分割した項目を一括して答弁を求めるが、原則として通告順に行い、すべてを終了するものとする。

④質問時間

議員が質問を行うことのできる時間は、議員1人につき答弁に要する時間を含めず、25分以内。

⑤発言順位

発言順位は、会派の規模に応じたドント方式を取り入れたローテーションによるものとし、議会運営委員会で決定。

(6) 委員会の主な取り組み

①所管事務の調査

実施主体：各常任委員会（予算常任委員会は除く）

時 期：平成24年6月から「所管事務調査」を実施

見 直 し：委員会の活性化の視点から、さらに発展した時勢に合う柔軟な調査を進め、政策立案や政策提言につなげられるよう、令和5年10月から「所管事務の調査」に見直し

②協議希望事項

実施主体：各常任委員会

時 期：平成24年3月から実施

概 要：定例会会期中の委員会において、協議を希望する事項がある委員は、定例会開会日の前日までに委員長に所定の様式で提出し、委員長は定例会開会日の本会議終了後に委員会協議会を開催し、当該事項を議題として取り上げることについて委員の合意を得るものとし、

また、閉会中の委員会協議会において協議を希望する事項がある委員は、所定の様式で委員長に提出し、委員長はあらかじめ委員会協議会を開催し、当該事項を議題として取り上げることについて委員の合意を得るものとし、

(7) 常任委員会における所管事務の調査について

○所管事務調査項目（令和5年12月～令和7年10月）

委員会	所管事務調査項目
総務常任委員会	○町内会の存続および活性化について ○投票率の向上について
文教厚生常任委員会	○小学校の午前5時間制の導入について ○子ども・若者の居場所づくりについて ○新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について ○不登校及び引きこもりの現状と対策について ○少子化対策の現状と課題について ○こども条例について
産業建設常任委員会	○効率的な維持管理等の道路環境整備について ○道路整備のあり方について ○草津川跡地公園の管理運営の現状と今後の整備について ○草津市地域公共交通計画におけるドアトゥードアの新しい移動手段について ○空き家の有効活用対策について

○現在取り組んでいる所管事務の調査項目（令和8年2月から開始）で令和8年4月1日現在の調査項目

委員会	所管事務調査項目
文教厚生常任委員会	○ケアラー条例の制定について



(8) 議会開催状況（令和7年分 7年1月～7年12月）

議決区分	2月 定例会	6月 定例会	10月 定例会	11月 定例会	臨時会	計
会 期	2/27～ 3/26	6/6～ 6/27	10/17～ 11/14	11/28～ 12/19	1/29 9/2	
会期日数	28日間	22日間	29日間	22日間	2日間	103日間
本会議日数	5日間	5日間	5日間	5日間	2日間	22日間
傍聴者数	25人	21人	27人	13人	0人	86人

議案件数

市長提案	条 例	16件	4件	2件	11件	—	33件
	予 算	15件	1件	5件	8件	2件	31件
	決 算	—	—	8件	—	—	8件
	一 般	3件	7件	3件	6件	3件	22件
	人 事	2件	6件	2件	1件	2件	13件
	承 認	—	2件	—	—	—	2件
	計	36件	20件	20件	26件	7件	109件
議員提案	条 例	2件	—	—	—	—	2件
	規 則	—	—	—	—	—	—
	意見書	4件	5件	—	1件	—	10件
	決 議	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	6件	5件	—	1件	—	12件
請 願	—	—	1件	—	—	1件	
合 計	42件	25件	21件	27件	7件	122件	

議決状況

市長提案	原案可決	34件	12件	12件	25件	5件	88件
	認 定	—	—	6件	—	—	6件
	同 意	1件	5件	2件	1件	1件	10件
	別段異議 はない	1件	1件	—	—	1件	3件
	承 認	—	2件	—	—	—	2件
	計	36件	20件	20件	26件	7件	109件
議員提案	原案可決	5件	2件	—	—	—	7件
	否 決	1件	3件	—	1件	—	5件
	計	6件	5件	—	1件	—	12件
請 願	採 択	—	—	—	—	—	—
	不 採 択	—	—	1件	—	—	1件
	計	—	—	1件	—	—	1件
合 計	42件	25件	21件	27件	7件	122件	

4. 議員の報酬および費用弁償

(1) 議員報酬額

役職名	月 額 (円)	施行日
議 長	587,000 (571,000)	R8. 4. 1
副議長	517,000 (503,000)	
議 員	466,000 (453,000)	

*参考 理事者等の給与

役職名	月 額 (円)	施行日
市 長	974,000 (947,000)	R8. 4. 1
副市長	820,000 (797,000)	
教育長	757,000 (736,000)	

() 内の数字は改定前

(2) 議員の期末手当

草津市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例/第5条

支 給 月	支 給 額
6 月	(報酬月額×120/100) × 支給率 175/100
1 2月	(報酬月額×120/100) × 支給率 175/100

(3) 費用弁償

平成12年10月から廃止

5. 議員の行政視察

(1) 視察団の構成

- ・ 会 派 別
- ・ 委員会別

(2) 視察旅費

(ア) 会 派…会派別の政務活動費内で対応

(政務活動費は、一人当たり年額360,000円)

(イ) 委員会 (令和8年度予算額)

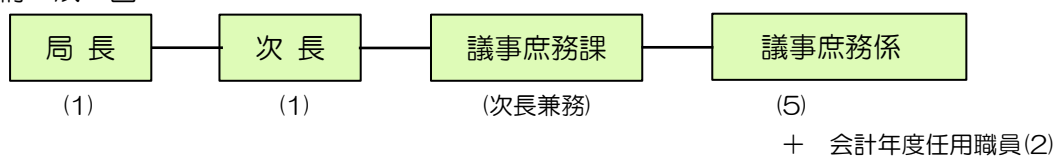
- ・ 議会運営委員会 55,000円/人
- ・ 常 任 委 員 会 55,000円/人
- ・ 特 別 委 員 会 3,000円/人

6. 議会事務局

(1) 職員構成

定数 8人 現員数 7人

構 成 図



7. 議会広報活動等

- ① 草津市議会だより（毎定例会の約1ヶ月後に発行）
各定例会の概要や質疑・質問および答弁をわかりやすく編集し、市広報と同時に、町内会を通じて各戸に配布
また、発行時には地域まちづくりセンターの窓口など市の主な施設に配置

- 発行部数…約59,600部
- 発行回数…年4回発行
- A4判で16ページ（2回は12ページ）もの写真植字で印刷原稿を作成し、オフセット印刷
- 広報広聴委員会で、編集の基本を決定
- 議会ホームページにも掲載（平成13年度から）



② 会議録

本会議会議録、委員会会議録とも、事務局が提供する音声データを全文反訳、印刷、製本（委員会会議録を除く）、会議録原本作成等を委託

③ インターネットによる会議録検索システム

平成9年度より市内のネットワークに「検索システム」を接続し、容易に会議録を照会できる環境を整備

※本会議は平成7年度分、委員会は平成23年10月分のデータから掲載

※会議録をインターネットにより公開（平成13年度から）



④ 本会議インターネット中継

議場内における本会議の状況（発言・審議等）をインターネットで配信（生中継・録画中継）し、市民がいつでも自由に議会の様子を閲覧できる環境を整備

※インターネット配信対象は、本会議のみ（平成18年9月定例会から）

⑤ タブレット等への配信追加

より多くの方に視聴いただけるように、スマートフォンやタブレット等へ配信できる環境を整備（平成28年9月から）



⑥ 広報広聴機能の充実

議会活動の状況を市民にわかりやすく報告するため、平成27年度から議会報告会を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和3年度は「映像配信型」の議会報告会として、「Web(ウェブ)オープン The(ザ)議会」と題し、市議会ホームページ「草津市議会中継」にて配信

また、令和4年度以降は、市ホームページを活用した議会活動報告に移行するとともに、幅広い年齢層の意見を聞くため、高校生との意見交換会『ハイスクールでhighなCity創り!!』を実施

8. 議会改革の取り組み

平成13年	○ 本会議録のインターネット公開 本会議の会議録をインターネットにより公開
平成15年	○ 対面式、一問一答方式の採用 議員の質問権を有効に行使し、傍聴者にとっても論点がわかりやすくなるよう、本会議における「質疑および一般質問」において、対面式、一問一答方式を採用
平成18年	○ 市議会ホームページの独自開設 ○ 本会議のインターネット中継を開始
平成19年	○ 政務調査費報告書の公開 支出状況を明らかにすることで透明性の確保を図り、開かれた議会となるように、政務調査費の報告書を公開 ○ 議長交際費の公開 支出状況を明らかにすることで透明性の確保を図り、開かれた議会となるよう、議長交際費の支出を公開
平成20年	○ 草津市議会議員政治倫理条例を制定 議員の政治倫理の確立を図るため、草津市議会議員政治倫理条例を制定
平成22年	○ 予算審査・決算審査特別委員会の設置 予算および決算を総合的・一体的に審査することで、次年度へ評価を反映し、政策提案しやすい体制とするため、予算審査特別委員会および決算審査特別委員会を設置
平成23年	○ 議会改革推進特別委員会の設置 より開かれた議会を目指し、改革を推進する諸施策について調査研究するため、議会改革推進特別委員会を設置
平成24年	○ 議会だよりの充実 より充実した議会情報の発信を目指し、一般質問の答弁部分の掲載を充実するとともに、全体的なレイアウトを刷新 ○ 草津市議会傍聴規則の改正 傍聴人の便宜を図り、市民の傍聴を促進する視点から、条文を改正 ○ 議会情報の公開の推進 録画議会中継の迅速な公開や、委員会会議録の掲載を新たに行うなどホームページの改修を行うとともに、市役所の情報公開室においても政務活動費収支報告書（写し）等を公開
平成25年	○ 政務活動費の使途の透明性の確保 地方自治法改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲や、政務活動費の使途の透明性を確保する方策等について、条例、規則等を改正
平成26年	○ 質問時間の見直し 平成26年2月定例会より、本会議での一問一答による議論を深め、有効かつ実質的なものにするため、質問の時間を変更 ☆質疑および一般質問 答弁の時間は含めず「25分」以内 ☆代表質問 答弁の時間は含めず「基礎時間20分＋会派構成議員数×5分」以内（ただし、会派ごとの上限時間は60分） ○ 草津市議会基本条例の制定 平成26年12月定例会にて「草津市議会基本条例（案）」を議員提出し、全員賛成により可決 平成27年1月1日から施行
平成27年	○ 議会報告会の開催 初めての議会報告会を市役所で開催（5月17日） 参加者 44名 報告者 議員 23名（全員） 内 容 主な議会活動の報告、意見交換

平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会の開催（市民センター6か所） ○ スマートフォン等への本会議のインターネット中継配信 スマートフォンやタブレット等への配信を実施し、より多くの方に視聴いただけるように配信環境を整備 ○ 政策討論会実施要領の策定 政策提案や政策提言を行うために、市政に関する重要施策・課題等に対して、議員間での討論を通じて議会内の合意形成を図るために、必要な規定を制定 ○ 大規模災害時行動要領の策定 大規模災害発生時に議会や議員がどのように対応すべきかを定め、非常時に即応した行動をとることを目的として策定
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会の開催（地域まちづくりセンター6か所）
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会を開催（議場） ○ 議会ICTの導入 議会活動の能率化、事務の効率化、ペーパーレス等の観点から議会ICT化を進める。タブレット端末使用基準を定め、各議員にタブレット端末を導入し、文書管理やデータ検索等のためクラウド等を導入
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会を開催（議場） 「オープン The 議会」と題し、議会活動の報告・意見交換のほか、議場で市内の吹奏楽団による演奏を実施 ○ 委員任期の見直し 所管事務調査や審査の深化のために、10月から議会運営委員会および各常任委員会の委員任期を単年制から2年制へ変更 ○ 常任委員会の所管事項の見直し 現在の情勢に応じた各常任委員会の所管事項の範囲の変更
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反論権の新設 執行部と議会がより活発に議論を深めるため、議員の発言や議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、反対の意見等を述べる反論権を新たに設定し、市議会基本条例の反問権の規定に追加 ○ 質問方法の見直し 本会議における「質疑および一般質問」において、議員が質問方法を柔軟に選択できるように、現行の一問一答方式に分割質問分割答弁方式を追加
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会の映像配信（新型コロナウイルス感染症の感染防止対策） ○ 予算審査特別委員会および決算審査特別委員会の見直し 予算審査特別委員会を予算常任委員会に、決算審査特別委員会を決算特別委員会とし、委員構成をそれぞれ24人、23人（議選監査委員を除く）に変更 ○ 議会ICTの推進 迅速で使いやすい情報伝達手段のビジネスチャット（LoGoチャット）導入
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン会議の活用 委員会へのオンライン出席を可能とするよう議会委員会条例および議会会議規則を改正 ○ 広報広聴機能の充実 議会基本条例第7条の「議会報告会」を「広報広聴機能の充実」に改正し、市ホームページを活用した議会活動報告を実施するとともに、高校生との意見交換会「ハイスクールでhighなCity創り！！」を実施 ○ ゼロカーボンシティ特別委員会の設置
令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報広聴機能の充実 えひえむ草津の番組出演による広報活動を開始 ○ 所管事務調査手法の整理 所管事務の調査の長期的・短期的実施手法への見直し

令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会代表質問制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の所管事項で十分に調査・議論した内容について、委員会代表者が本会議場で質問する制度 ・ 市民から見えにくい「議会から行政への提言」を可視化する仕組みを構築し、議会基本条例に定める政策提言の手法を強化させることを目的とする ・ 令和6年9月議会で、文教厚生常任委員会および産業建設常任委員会において「委員会代表質問」を実施 ○ BYOD（Bring Your Own Device）の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務効率化や生産性の向上のため、個人PC等を議場や委員会に持ち込む制度
令和7年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 討議力向上に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題や行政課題の解決に向けた政策形成能力の向上をめざし、論点を明確にした討議を行うための研修会を実施



10. 議会予算

令和8年度 草津市一般会計歳出当初予算額 69,520,000 千円

議会費 // 317,542 千円（構成比 0.5%）

○ 議会費

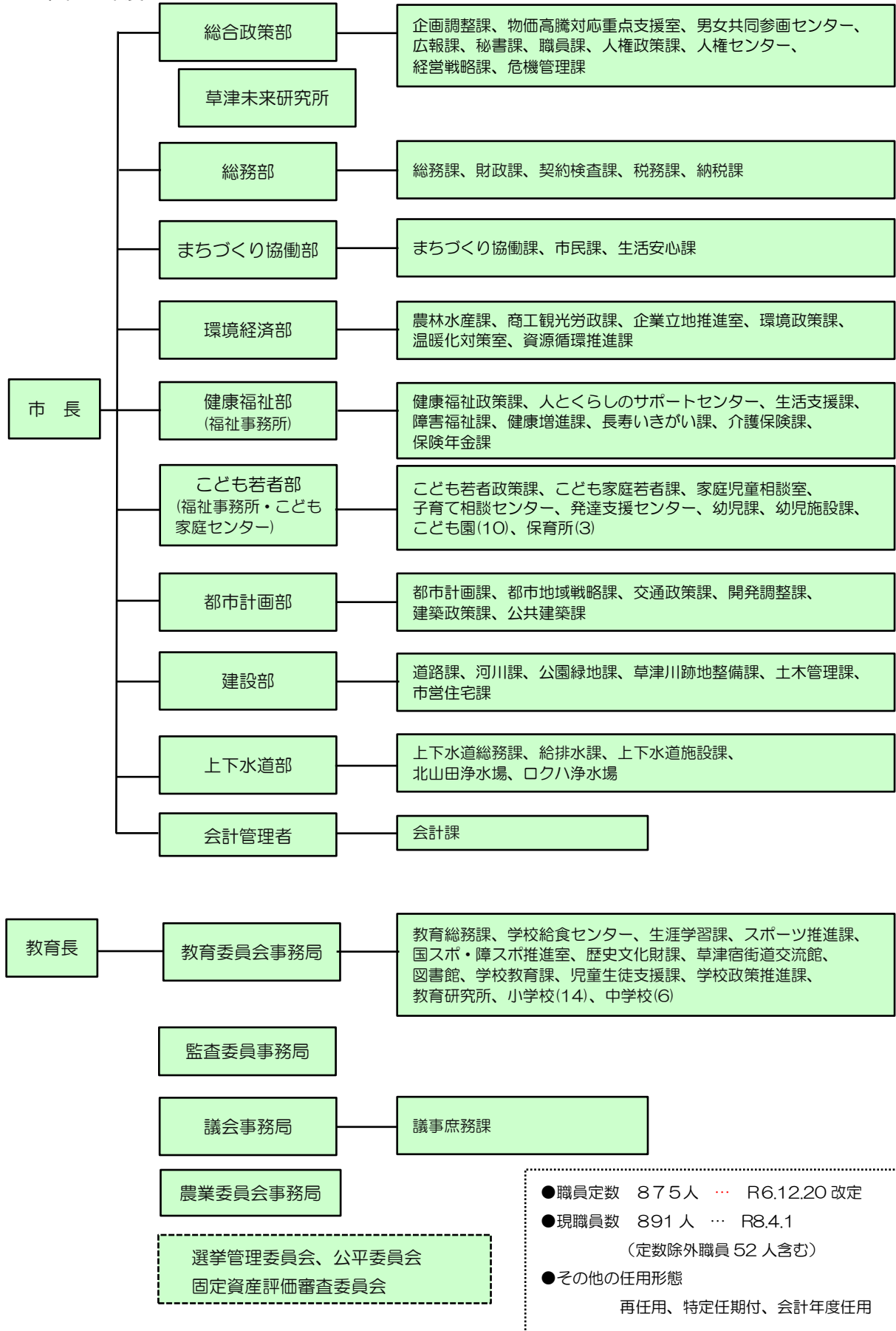
（単位：千円）

区 分	予 算 額	説 明
1 議員報酬	215,093	
(1) 議員報酬費	215,093	議 員 報 酬： 136,272 期 末 手 当： 46,368 共 済 費： 32,453
2 職員費	61,147	
(1) 一般職員費	61,147	
3 議会運営費	41,302	
(1) 広報費	4,249	需 用 費： 3,743 委 託 料： 506
(2) 政務活動費	8,640	(360,000 円/年×24 人)
(3) 議会記録作成費	5,686	役 務 費： 296 委 託 料： 5,390
(4) 議員研修費	2,205	旅 費： 2,175 使用料及び賃借料： 30
(5) 議長会、協議会費	1,692	旅 費： 449 負担金及び交付金： 1,243
(6) 議会運営事務費	18,330	報 酬： 4,955 職 員 手 当 等： 1,862 共 済 費： 1,093 報 償 費： 180 旅 費： 308 需 用 費： 1,933 役 務 費： 457 委 託 料： 327 使用料及び賃借料： 7,215
(7) 議会交際費	500	(議長交際費)
合 計	317,542	

3. 行政

1. 組織機構

<令和8年度>



2. 財政状況・予算規模

◎令和8年度 会計別予算規模

(単位：千円 %)

会計名		令和8年度当初			令和7年度当初		増減額
		予算額	構成比	対前年比	予算額	構成比	
一般会計		69,520,000	66.1	6.7	65,180,000	64.6	4,340,000
特別会計	国民健康保険事業	11,107,500	10.6	△ 1.9	11,322,000	11.2	△ 214,500
	財産区	110,400	0.1	△ 44.5	198,900	0.2	△ 88,500
	学校給食センター	0	0	皆減	1,235,600	1.2	△ 1,235,600
	介護保険事業	10,976,200	10.4	4.8	10,478,200	10.4	498,000
	後期高齢者医療	2,439,600	2.3	16.8	2,089,500	2.1	350,100
	水道事業	4,997,000	4.8	10.2	4,534,000	4.5	463,000
	下水道事業	5,969,000	5.7	2.4	5,830,000	5.8	139,000
	特別会計の計	35,599,700	33.9	△ 0.2	35,688,200	35.4	△ 88,500
合計		105,119,700	100.0	4.2	100,868,200	100.0	4,251,500

◎令和8年度 一般会計款別総括表

(単位：千円 %)

科 目	令和8年度当初			令和7年度当初		増減額
	予算額	構成比	対前年比	予算額	構成比	
1.市税	27,452,622	39.5	3.3	26,566,019	40.8	886,603
2.地方譲与税	321,000	0.5	△ 5.3	339,000	0.5	△ 18,000
3.利子割交付金	40,000	0.1	90.5	21,000	0.0	19,000
4.配当割交付金	241,000	0.3	23.6	195,000	0.3	46,000
5.株式等譲渡所得割交付金	313,000	0.4	6.1	295,000	0.5	18,000
6.法人事業税交付金	490,000	0.7	1.4	483,000	0.7	7,000
7.地方消費税交付金	4,077,000	5.9	8.7	3,751,000	5.8	326,000
8.地方特例交付金	220,000	0.3	33.3	165,000	0.3	55,000
9.地方交付税	3,322,000	4.8	7.6	3,086,000	4.7	236,000
10.交通安全対策特別交付金	13,667	0.0	△ 3.2	14,124	0.0	△ 457
11.分担金及び負担金	333,321	0.5	2.6	324,879	0.5	8,442
12.使用料及び手数料	1,223,777	1.8	△ 3.2	1,263,794	1.9	△ 40,017
13.国庫支出金	13,901,559	20.0	4.5	13,300,980	20.4	600,579
14.県支出金	6,307,766	9.1	7.4	5,870,562	9.0	437,204
15.財産収入	188,760	0.3	△ 5.4	199,566	0.3	△ 10,806
16.寄附金	2,259,218	3.2	151.2	899,279	1.4	1,359,939
17.繰入金	3,999,760	5.7	33.4	2,998,938	4.6	1,000,822
18.繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0
19.諸収入	1,422,349	2.0	4.6	1,359,458	2.1	62,891
20.市債	3,393,200	4.9	△ 14.9	3,985,400	6.1	△ 592,200
○ 環境性能割交付金	0	0.0	皆減	62,000	0.1	△ 62,000
歳入合計	69,520,000	100.0	6.7	65,180,000	100.0	4,340,000
1.議会費	317,542	0.5	2.0	311,301	0.5	6,241
2.総務費	10,465,219	15.0	31.1	7,984,587	12.3	2,480,632
3.民生費	31,754,611	45.7	4.8	30,287,658	46.5	1,466,953
4.衛生費	4,623,347	6.7	4.1	4,439,650	6.8	183,697
5.労働費	95,449	0.1	△ 67.2	291,293	0.4	△ 195,844
6.農林水産業費	669,338	1.0	18.6	564,198	0.9	105,140
7.商工費	322,214	0.5	41.7	227,464	0.4	94,750
8.土木費	6,833,569	9.8	29.6	5,272,882	8.1	1,560,687
9.消防費	1,747,082	2.5	△ 21.2	2,217,905	3.4	△ 470,823
10.教育費	7,717,147	11.1	△ 11.2	8,694,757	13.3	△ 977,610
11.公債費	4,710,482	6.8	1.1	4,658,305	7.1	52,177
12.諸支出金	234,000	0.3	17.0	200,000	0.3	34,000
13.予備費	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0	0
歳出合計	69,520,000	100.0	6.7	65,180,000	100.0	4,340,000

◎令和8年度 一般会計性質別一覧表

(単位：千円 %)

科 目	令和8年度当初			令和7年度当初		増減額
	予算額	構成比	対前年比	予算額	構成比	
人件費	10,977,691	15.8	6.2	10,337,626	15.9	640,065
扶助費	20,506,049	29.5	5.0	19,522,398	30.0	983,651
公債費	4,710,482	6.8	1.1	4,658,305	7.1	52,177
物件費	11,796,270	17.0	5.3	11,203,473	17.2	592,797
維持補修費	499,239	0.7	8.8	458,820	0.7	40,419
補助費等	7,703,586	11.1	△ 0.2	7,718,544	11.8	△ 14,958
積立金	2,337,827	3.4	136.7	987,610	1.5	1,350,217
投資及び出資金	163,342	0.2	△ 32.7	242,637	0.4	△ 79,295
貸付金	403,570	0.6	30.3	309,774	0.5	93,796
繰出金	3,644,763	5.2	△ 19.3	4,513,642	6.9	△ 868,879
普通建設事業費	6,747,181	9.7	29.8	5,197,171	8.0	1,550,010
(1)補助事業費	4,215,176	6.0	109.1	2,015,758	3.1	2,199,418
(2)単独事業費	2,487,706	3.6	△ 19.8	3,101,343	4.8	△ 613,637
(3)県営事業負担金	44,299	0.1	△ 44.7	80,070	0.1	△ 35,771
予備費	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0	0
歳出合計	69,520,000	100.0	6.7	65,180,000	100.0	4,340,000

歳入	自主財源	36,879,808	53.0	9.7	33,611,934	51.6	3,267,874
	依存財源	32,640,192	47.0	3.4	31,568,066	48.4	1,072,126
	歳入合計	69,520,000	100.0	6.7	65,180,000	100.0	4,340,000
歳出	義務的経費	36,194,222	52.1	4.9	34,518,329	53.0	1,675,893
	投資的経費	6,747,181	9.7	29.8	5,197,171	8.0	1,550,010
	その他経費	26,578,597	38.2	4.4	25,464,500	39.0	1,114,097
	歳出合計	69,520,000	100.0	6.7	65,180,000	100.0	4,340,000

基本構想

[令和3(2021)年度から令和14(2032)年度まで]

将来ビジョン **ひと・まち・ときをつなぐ**

絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

人と人、人から地域、まちへと広がる“つながり”から生まれる“絆”をつむぐことで、私たちのまちにぬくもりや心地よさが醸成され、まちへの湧き上がる愛着と誇りが生み出されます。そして、その心は、“くさつ愛”へと変わり、まちづくりの原動力となるとともに、ときを重ねても、私たちのまちは、誰からも愛される“ふるさと”となります。

また、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで、まちの資源や魅力が一層輝き、活力に満ちた大きなエネルギーが生み出されます。そして、その大きな力は、様々な課題に果敢に挑戦する知恵や勇気へと変わるとともに、未来を切り拓いていくための力となり、ときを重ねても、私たちのまちは、いつまでも活気にあふれ、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちとなります。

将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を市民とともに実現するため、5つの「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、分野ごとの取組の方向性を示します。また、将来ビジョンの実現に向けては、「協働」と「SDGs」の視点を踏まえたまちづくりを進めます。

5つの「まちづくりの基本目標」

視点

基本目標①「こころ」育むまち

基本目標②「笑顔」輝くまち

基本目標③「暮らし」支えるまち

基本目標④「魅力」あふれるまち

基本目標⑤「未来」への責任

協働

行政と市民などの役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行うとともに、自分たちの力だけでは解決できない課題については多様なまちづくりの主体と連携・協力し、住みよいまちを目指します。

基本計画

第1期

令和3(2021)年度から
令和6(2024)年度まで

第2期

令和7(2025)年度から
令和10(2028)年度まで

第3期

令和11(2029)年度から
令和14(2032)年度まで

総合計画は、「草津市自治体基本条例」に基づき策定する、“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”となる市の最上位計画です。総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなる二層構造で、「基本構想」は12年間、「基本計画」は1期4年の3期計画としています。

第2期基本計画は、将来ビジョンの実現に向けてまちづくりを先導・けん引する「リーディング・プロジェクト（重点方針）」、23の分野で体系的に整理された基本方針ごとに施策展開を図る「分野別の施策」、第3期草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略「地方創生」で構成しています。

計画期間は、令和7(2025)年度から令和10(2028)年度までの4年間とします。

----- リーディング・プロジェクト -----

将来ビジョンの達成に向けて、これまで進めてきた方向をさらに積み上げていくことが有効と考えられるため、第2期基本計画においても、第1期基本計画の4つのリーディング・プロジェクトを継承し、草津市のまちづくりを先導・けん引する重点方針として、分野横断的な施策展開を図ります。また、新たに「DX推進プロジェクト」を5つ目のリーディング・プロジェクトとし、すべての分野を下支えする視点とします。

リーディング・プロジェクトの推進にあたっては、第2期基本計画期間中は、統一テーマとして展開するため、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

未来を担う子ども育成プロジェクト

地域でこどもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、こどもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもを育成し、未来に向けて健幸を創造するまちをつくります。

にぎわい・再生プロジェクト

まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしながらまちづくりを進めます。また、多様で魅力ある企業の集積を促進することで、若者の市外への流出を防ぎ、市外からの流入増加を図ります。併せて、道路ネットワークの充実を図るとともに、市内の交通渋滞の緩和を図るなど、まちの魅力を向上させ、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくります。

地域の支え合い推進プロジェクト

地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくります。

暮らしの安全・安心向上プロジェクト

「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めます。また、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活でき、かつ環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる地域環境文化の醸成を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくります。

DX推進 プロジェクト

すべての分野において、デジタル化を阻害している規制・制度の見直しや、デジタル技術やデータの活用を図ります。その上で、市民の利便性向上や業務効率化を図り、質の高い行政サービスにつなげ、すべての人が利便性と快適性を享受しながら健幸を創造するまちを目指します。